

第 4 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町 合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 7 年 1 月 6 日 (木)

第4回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成17年1月6日(木)

午後1時30分から

場 所 馬頭町山村開発センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 3号の2 合併の期日について(協定項目2)

協議第37号 地域審議会等に関することについて(協定項目10)

協議第38号 消防団の取扱いについて(協定項目22)

協議第39号 地域間交流事業について(協定項目25-1)

協議第40号 農林水産関係事業について(協定項目25-13)

協議第41号 商工観光関係事業について(協定項目25-14)

協議第42号 建設関係事業について(協定項目25-15)

協議第43号 上下水道事業について(協定項目25-16)

協議第44号 学校教育事業について(協定項目25-17)

協議第45号 社会教育事業について(協定項目25-18)

(2) その他

新町名称候補の応募状況について

4 その他

(1) 住民説明会について

(2) 協議会開催会場の変更について

5 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 24 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 大 金 伊 一 矢 内 修 石 田 彬 良
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 益 子 栄 子
岩 村 文 郎 藤 田 眞 一 小 峰 直 人 藤 澤 征 夫
高 瀬 了 福 島 泰 夫 杉 本 益 三 塚 原 博
船 山 伸 郎 佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子 佐々木 文 子
亀 田 昇 田 村 澄 夫

欠席した委員 【計 1 名】

川 上 宗 男

事務局の出席 【計 19 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆
益 子 勝 泉 正 夫 薄 井 裕 佐 藤 良 美
鈴 木 文 男 高 野 正 佐 藤 勇 三 大 金 佳 宣
星 和 好 荒 井 進 長 山 宣 弘

〔開始時刻：午後 1 時 30 分〕

〔終了時刻：午後 3 時 37 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

お忙しいところを馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、第4回協議会を始めさせていただきます。

2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会にあたりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） ごあいさつを申し上げます。改めまして、明けましておめでとうございます。

本日は、第4回馬頭町・小川町合併協議会にご出席いただきましてありがとうございます。おかげさまで協議の方も順調に推移をしております。これひとえに委員皆様のご協力の賜物と深く感謝を申し上げているところでございます。特に、今日の協議事項にもございますが、合併の日取りを3カ月前倒しで10月1日というふうなことで協議をいただくわけでございますが、非常に今後の日程等大変事務局レベルでも3カ月前倒し大変なことかと思っておりますが、職員を初め皆様にもご協力いただいて何とか10月1日合併を目指して頑張ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

なお、本日は県の市町村課長の田村課長さんもお見えをいただいております。後ほどごあいさつをいただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、これからのこの協議、大変スピーディな作業になるというふうなことを重ねてご報告を申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

それでは、今、会長の方からありましたように、栃木県市町村課長の田村様がお見えでございますので、ごあいさつをお願いできればと思っております。

県市町村課長（田村澄夫君） おめでとうございます。市町村課長の田村でございます。

昨年中はちょっと議会等々ございましてこの協議会の方には出席できませんで、大変申しわけございませんでした。

今、会長の方からもお話ございましたが、合併特例法の期限内の合併というふうなことでございますと、3月までに議決をされまして知事に申請ということで大変時間的にも限られているというふうな中で、大変ご熱心にご協議いただいているというふうなことで感謝申し上げます。

それで、私どもこれまで担当が協議会の方には出席といいますか、お話をお聞かせいただいていたわけですが、1点だけその中でいろいろご心配をされていたというふうなことでお聞きしております関係が、いわゆる町の取扱いというふうな部分が話題になっていたというふうなことなものですから、まだ正式な形ではないんですけれども、今私どもの市町村課の方で進めております事務につきまして中間報告をさせていただければと思っております。

県の方におきましては、昭和の大合併のときに市になる要件に関する条例と、それから町になるときの町の要件に関する条例というふうな条例がございまして、それがずっと合併等もありませんでしたので今日を迎えてしまっているというふうな状況でございまして、その中で町に関する部分につきましては幾つかの要件がございまして、それぞれの要件を満たさないと町になれないというふうな形の条例に現在はなっているわけですが、この条例につきましては、現在私どもの方で内容の改正を今検討中でございます。その方向といたしましては、町と町が合併をする場合につきましては、既に定めております要件にはかかわらず町とするというふうな項目を入れ込む形で今改正を検討しているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、これから行われます2月議会、県議会がございまして、そちらの方に提案をしていきたいというふうなことで現在準備を進めているところでございますので、そういった点につきましてはお含みおきの上、今後の協議の方を進めていただければ大変ありがたいと思っておりますのでございます。

限られた時間でございますので、どうぞ皆様お互いに信頼関係の上に有益な協議を進められて、合併までこぎつけていただければ大変ありがたいと思っております。そういった意味で、できる限りの支援をしてみたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

それでは、ここで議事に入る前に出席委員の確認をいたします。委員23名中22名のご出席をいただいておりますので、協議会規約の規定による3分の2以上の委員の出席の要件を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認であります。お手元に本日の会議次第があるかと思えます。なお、先日送付いたしました第4回馬頭町・小川町合併協議会資料をお持ちいただいているかと思えます。本日、会議資料をお持ちでない方がおりましたら事務局の方にご連絡をいただければと思えます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

3 議 事

議長（川崎和郎君） それでは、規約の定めによりまして議長を務めさせていただきます。
円滑に会が進みますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議を進める前に会議録署名委員の指名をさせていただきます。今回は、大金進委員
と塚原博委員をお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

協議第3号の2 合併の期日について、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。本日もよろしくをお願いいたします。
す。

協議第3号の2 合併の期日について修正提案し、説明を申し上げます。

会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

協議第3号の2 合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

2ページをお開きいただきたいと思います。

会議資料につきましては、事前にお送りいたしましたのでご覧いただけたと思いますし、時
間の関係もございますので、大変恐縮ではございますが、できるだけ要点のみの説明とさせて
いただきたいと思います。ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、説明いたします。

1、修正案でございますが、提案のとおり、合併の期日を平成17年10月1日とするもので
ございます。

次の現時点での調整方針は、第1回の協議会におきまして確認されたものでございます。

次の（1）と（2）はその理由でございまして、第1回協議会で説明しておりますので省略
をさせていただきます。

2、合併の期日の設定でございますが、順を追って説明を申し上げます。

まず、当初の提案、現時点の調整方針の提案につきましては、合併協議会設立間もない時点、
第1回の合併協議会の段階では平成17年3月31日までに県知事に合併申請をすることが最大の
課題でありまして、これを最優先に事務を進めなければならないという状況から、その時点
では合併準備の内容、さらに、それらに要する期間を見込んで具体的な合併期日を設定するこ
とは大変困難でございました。

以上のようなことから、具体的な期日の設定は時期尚早と判断いたしまして、現行合併特例
法の適用を受けるには平成18年3月31日までに合併すればよいわけでございますので、延ば
してもこの日までということで平成18年1月1日を目標に挙げたところでございます。後日、

協議の進捗、合併準備の研究により準備に必要な期間の目安などを精査いたしまして、具体的な期日を決定するものとしたところでございます。

現在の進捗状況でございますが、本日の協議会にすべての協定項目の提案をするところまで調整作業が進んだこと、また、協議会におきましても提案した協定項目の協議が委員の皆様のご理解、ご協力をいただきまして順調に進んでおりますこと、そのほか細かな事務事業のすり合わせですが、基本的なすり合わせ作業もほぼ終了することなど、いずれも当初の想定以上に進んでおります。

このようなことから、事務局におきましても、合併協議の調整事務から合併準備の研究事務などに徐々に移行しております。その結果、合併の期日までに整っていないなければならない人事組織、条例規則等の整備、地方税や予算に係る電算システムなどそういった自治体の根幹にかかわるもの、また、住民基本台帳や国民健康保険、上下水道等に係る電算システムの構築など住民サービスと密接なものなどの準備が早期に整うことが可能という見込みが立ったところでございます。

次に、具体的な合併期日の検討でございますが、の合併期日の検討の留意事項、このことにつきましては一般的に挙げられているものでございまして、第1回協議会の折に説明しておりますので省略いたします。

の具体的な設定の考え方でございますが、期日の設定にあたりましては、一般的に合併の期日は月の初日で、かつ休日または休日の翌日が望ましいとされておまして、その理由がアからエまでございます。

アでございますが、合併に伴う各種制度の切り替え、とりわけ住民生活に直結した制度の切り替えは、その混乱を考慮しますという月の途中は避けるべきとされております。

イでございますが、予算、決算、合併前の町の事業及び契約等の日割り計算、新町への事務の引き継ぎなどを考慮いたしますと月の途中は避けるべきとされております。

ウとしまして、区切りのよさ、また住民の認識、対外的な周知等を考慮しますと月の初日が望ましいと思われております。

エとしまして、新町発足準備、電算システムの切り替え等によるトラブルを避けるためには、電算システムのテストなどが十分行えるよう合併当日は休日又は前日が休日であることが望ましいとされております。

合併想定期日の比較表でございますが、次のページをご覧くださいと思います。

想定期日は、本年の10月1日から平成18年1月1日までいずれも先ほどの合併期日の具体的な設定の考え方に基きまして、月の初日のみとしてございます。

次の欄は、合併の日から50日以内に実施することになる設置選挙の期限でございます。括

弧内は、その期限に最も近い日曜日でございます。事実上、この日までに選挙を実施することになるかと思えます。

次の欄は、メリット及びデメリットでございます。

まず、10月1日でございますが、この期日ですと11月13日までには設置選挙が行われまして、新町長が決まることとなります。メリット等でございますが、平成16年度決算認定は旧町で可能であると思料されます。18年度の予算編成には新町長が十分に関わることができまして、新年度から新町の一体化の確立等、各種施策に積極的に取り組むことが可能と思料されます。また、合併期日が閉庁日であり、新町への事務移行が円滑に行われるものと思われます。

11月1日でございますが、この期日ですと12月18日までには設置選挙が行われまして、新町長が決まることとなります。メリット等でございますが、平成16年度決算認定は旧町で可能であると思料されます。平成18年度の予算編成につきましては、新町長がかなり関わることができまして、新年度から新町の一体化の確立等、各種施策に積極的に取り組むことが可能と思料されます。一方、合併期日が平日でありますので、新町への事務移行につきましては相応の対策が必要になるものと思われます。

12月1日でございますが、この期日ですと1月15日までには設置選挙が行われまして、新町長が決まります。メリット等でございますが、平成16年度の決算認定は旧町で可能でございます。しかし、18年度の予算編成については新町長が十分関わることは難しくなるものと思料されます。また、合併期日が平日でありますので、新町への事務移行につきましては相応の対策が必要になるものと思われます。

最後に1月1日でございますが、この期日ですと2月19日までには設置選挙が行われまして、新町長が決まることとなります。メリット等でございますが、平成16年度決算認定はもちろん旧町で可能でございますが、平成18年度の予算編成には新町長が十分関わることは難しくなるものと思料されます。合併期日は閉庁日でありまして、新町への事務移行は円滑に行えるものと思われます。なお、年末年始の休業中でございますので、この日に行事を行う場合には関係者の理解を得る必要があると思われます。

3ページに戻っていただきたいと思えます。

具体的な合併期日でございますが、先ほどの合併期日の検討の留意事項及び具体的期日の設定の考え方を踏まえまして、合併想定期日の比較表の内容を総合的に勘案いたしますと、平成17年10月1日が最も望ましい合併期日であると考えられるものでございます。

3、現時点でのスケジュールでございますが、先進事例による手続き期間につきましては説明を省略いたしまして、現時点での合併までの想定スケジュールに移ります。

5ページをお開きください。

合併までの想定スケジュールでございます。

合併協議会の行と建設計画の行を併せて説明をいたします。

合併協議会ですが、1月19日の第5回協議会では建設計画を除くすべての協定項目の確認を見込んでおります。1月末から2月初めに建設計画の素案や確認された協定項目の内容等につきまして住民説明会を開く予定になってございますが、この住民説明会で出されました意見、ご提言等を受けまして、また、県との事前協議を踏まえまして建設計画素案を検討修正し、2月17日の第7回協議会に建設計画（案）として提案し、確認を見込んでおります。建設計画（案）が確認されましたら、直ちにこの建設計画（案）をもって県との本協議を行います。この本協議が済みまして後、3月3日の第8回協議会におきまして新町建設計画の確認を見込んでおります。これによりまして、すべての合併協定書協定項目が確認されることとなりますので、この内容をもって合併協定書の調印を3月中旬に行うというふうに想定をしております。

各町の行、その他の行を併せて説明いたします。

各町の行の3月中旬でございますが、合併協定書の調印の後、2町で町議会を開いていただきまして、そこで合併議決を経まして3月下旬に県知事へ合併申請を行うというものでございます。その他になりますが、6月に県議会の議決、7月に総務大臣の告示というふうに想定をしております。合併準備につきましては3月の町議会の議決後から9月末までになるわけでございますが、合併準備の中で予算がなければ進まないものがございまして、これらにつきましては4月に予算化をしていただきまして、10月1日の新町誕生に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

なお、ご存じのことと思いますが、事務局規程には合併協議に関する事項のほか合併準備に関する事項もございまして、協議会は調印後も存続し9月に廃止と、そういうことで考えております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

委員（杉本益三君） 小川町の杉本でございます。

合併の期日の修正案については賛成でございます。といいますのは、進捗状況も順調にいつていまして、資料の3ページ、4ページ、5ページ十分に理解いたしまして、10月1日、この日が一番最良の日だというふうに私も理解しておりますので、賛成でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長 (川崎和郎君) よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第3号の2 合併の期日については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 (川崎和郎君) ご異議ないものと認めます。

よって、協議第3号の2 合併の期日については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。ありがとうございました。

続きまして、協議第37号 地域審議会等に関することについて、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長 (齋藤裕一君) 地域審議会等に関することについて提案し、説明申し上げますが、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

協議第37号 地域審議会等に関することについて (協定項目10)

地域審議会等に関することについて、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号) に規定する地域審議会等は、新町において設置しないものとする。ただし、合併後の新町の一体性の確立、各地域の均衡ある発展及び地域住民の連携の強化を住民と協働で推進するため、新町において地方自治法 (昭和22年法律第67号) に規定する附属機関を設置するものとする。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、審議会等の概要について先に説明したいと思います。

申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。地域自治区の列の区長の任期の行「2年以内で4町の協議」とございますが、「4町」を「2町」にご訂正いただきたいと思います。もう1カ所、この表の一番右下に「報酬を支給しないことができる」とありますが、これを「報酬を支給する」にご訂正をいただきたいと思います。

それでは、説明いたします。

審議会等の概要についてでございますけれども、まず、去年の合併特例法の改正によりまして、地域審議会のほかに地域自治区、合併特例区を設置することができるようになりまして、「審議会等」というふうに表現をしておりますので、まずご理解を願いたいと思います。

地域審議会につきましては、合併をいたしますと行政区域が拡大されまして住民の意見が反映されにくくなるという意見もあり、これを受けて設置することができるようになっているものでございます。この地域審議会は、合併関係市町村の区域である旧町を単位として設置することができるもので、首長の諮問を受けて、また必要に応じて、一般的には建設計画の執行状

況、地域の振興に関する事、公共施設の設置運営等について首長などに対して意見を述べる
ことができるという附属機関でございます。

次に、地域自治区でございますが、法人格はなく、設置区域については合併関係市町村である
旧町を単位とするものでございます。設置期間の期限もありませんが、事務所を置き、区長
を置くことができるものでございます。また、地域協議会を置くとされ、その権限・役割はその
自治区に係る事務に関し、首長などの諮問に応じること、意見を述べることなどが挙げられ
ております。

次の合併特例区でございますが、法人格を有し、設置区域を合併関係市町村である旧町を単
位として5年以内の期限を切って設置できるものでございます。事務所を置き、区長を置くと
されております。この特例区には、合併特例区協議会を置くとされ、その権限・役割はその地
区に係る重要事項の実施について意見を述べる事、地域振興等事務等について首長などに意
見を述べる事などとなっております。

地域自治区、合併特例区のいずれも合併の一層の推進を図るために平成16年5月に新たに
設けられたもので、そして編入合併の場合などに、合併により小規模自治体が合併後における
均衡ある発展、地域の振興等が進められるかどうか懸念され、これが合併の阻害要因になら
ないように、このような自治区、特例区を置くことができるものとしたと考えられております。

当地区におきましては、合併特例法の地域審議会、地域自治区、合併特例区を置かずに、一
番右側に記載の地方自治法に基づく附属機関としてまちづくり審議会といった名称の組織を設
置するものでございます。

7ページに戻っていただきまして、地方自治法に基づく附属機関を設置する場合のその附属
機関の組織及び運営等の骨子（参考）でございますが、目的といたしましては、住民の意見を
町政に反映させ、協働でまちづくりの推進を図るため、次の3つの項目を柱として附属機関を
設置するものでございます。1つ目が新町の一体性の速やかな確立、2つ目が新町の均衡ある
発展、3つ目が地域住民の連帯の強化。

次に、附属機関の名称ですが、まちづくり推進会議あるいは地域推進会議など、新町の各地
域の均衡ある発展に寄与するものとしてふさわしい名称とするものでございます。

所掌事務、職務でございますが、1つ目が新町建設計画変更、執行状況等について町長の諮
問に応じ意見を述べる事、2つ目が公共施設の設置、管理運営、新町建設計画の執行状況に
ついて必要に応じ意見を述べる事、3つ目がまちづくりについて町長に意見または提案する
事、以上の内容でございます。

組織、構成員でございますけれども、町民の中から次の要件を考慮して町長が選任するもの
でございます。1つ目が地域を代表する者、2つ目が町民活動団体を代表する者、3つ目が学

識経験者、さらに公募により選任された者。

以上、参考でございますが、骨子でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

附属機関の（仮称）まちづくり推進会議等の仕組みを図示したものでございます。

誠に恐れ入りますが資料の訂正をお願いいたします。中央の枠内、一番下の報酬については「支給しないことができる」とございますが、これを「支給する」にご訂正いただきたいと思っております。説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。内容についてご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

委員（福島泰夫君） このような附属機関、これは合併すれば議員の数も減るから地域の声がなかなか中央に届かない、そういうことで設けられる機関かと思いますが、やはり小川町のような小さな町では、この構成メンバーの割り振りがどうなるんだろうとかそういうものやっぱり気にする方がおります。

それと、8ページの図の中ですけれども、委員の数が20人程度、その下に4年以内とありますが、これは委員さんの1期の任期が4年という意味か、あるいは4年たったらこの協議会を廃止してしまうのか、その辺のご回答をお願いいたします。

事務局長（齋藤裕一君） ただいまのご質問に対して説明申し上げますが、8ページのまず枠の中のことでございますが、委員20人程度、それから4年以内とありますが、これは1期4年以内というような考え方でご理解いただきたいと思っております。この1期4年以内、それから委員の20人程度ということにつきましても、ここの一番表題にありますように、あくまでも案でございます。一つの考え方を示したというものでございます。ですから、今後新町が誕生するにあたりましては、これが、委員が30名あるいは40名という場合もあるでしょうし、任期をもう少し短く2年ごとにとすることも当然出てくるものと思っておりますが、あくまでも一つの案として載せたもので、このまま行くというものではございません。

以上でございます。

また、先ほど言った新町においては各地域への配慮といったもの、これもここには明言がしておりませんが、当然そのときには必ずしもその馬頭町、小川町という考え方ではなくて、新町の小川でしたらばどどこ、西部地区とか、あとは馬頭町とすれば馬頭町の中央とか、あるいは大山田地区とかそういう分け方もできることでございますから、そういったことは今後の

合併準備あるいは新町になってからでも十分ご検討いただけるものというふうに思っております。ここでは、あくまでも一つの考え方を示しただけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員（福島泰夫君） 了解です。

議長（川崎和郎君） ほかに何かありますか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第37号 地域審議会等に関することについては、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第37号 地域審議会等に関することについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第38号 消防団の取扱いについて、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 消防団の取扱いについて提案し、説明を申し上げます。

資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。

協議第38号 消防団の取扱いについて（協定項目22）

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

消防団及び水防団の組織については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合するものとする。

11ページをご覧いただきたいと思っております。

現況及び調整内容でございますが、消防団は現況に記載のとおり馬頭町が19分団、小川町が11分団で、その組織はご覧のとおり似通った組織となっております。調整の具体的内容でございますが、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合するものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

水防団につきましては、記載のようにそれぞれほぼ同様な形で組織されております。調整の具体的内容でございますが、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。この件に関しまして何かご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 (川崎和郎君) ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第38号 消防団の取扱いについては、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 (川崎和郎君) ありがとうございます。

協議第38号 消防団の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第39号 地域間交流事業について、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長 (齋藤裕一君) 地域間交流事業について提案いたします。

資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

協議第39号 地域間交流事業について (協定項目25 - 1)

地域間交流事業について、次のとおり提案する。

- 1、地域間交流事業 (姉妹都市との交流事業を含む。) については、新町に引き継ぐものとする。
- 2、国際交流事業及び海外派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新町において速やかに調整するものとする。

14ページをお開きいただきたいと思います。

現況及び調整内容でございますが、地域間交流事業、まず国内でございますが、現況に記載のとおり馬頭町が滋賀県の秦荘町と、それから小川町が秋田県の仙南村と交流しております。秦荘町、仙南村のいずれもそれぞれの合併協議会におきまして現行のとおり引き継ぐという方針が出ております。なお、仙南村につきましては、平成16年11月1日、町村合併によりまして美郷町となっております。

15ページをご覧いただきたいと思います。

次に、国外でございますが、馬頭町がアメリカのホースヘッズ村と交流しており、平成5年度には姉妹都市を締結しております。内容は、青少年海外体験学習事業など現況に記載のとおりでございます。調整の具体的内容は、地域間交流事業 (姉妹都市との交流事業を含む。) につきましては、新町に引き継ぐものでございます。なお、各町は合併時までに交流事業の相手方と今後の交流の意思を確認するものでございます。

次に、国際交流でございますが、2町それぞれ現況に記載のとおり交流事業などを行っております。

16ページをお開きいただきたいと思います。

たびたびで恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。小川町のところで下から5行目、 の派遣対象「中学2年生」とございますが、「中学2年生」を「中学3年生」に訂正を願いたいと思います。

それでは、引き続き説明をいたします。

海外派遣事業につきましては、馬頭町が青少年海外体験学習事業、小川町が中学生海外研修派遣事業を実施しております。調整の具体的内容ですが、国際交流事業、それから海外派遣事業いずれも現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。ただし、事業の内容はこれまでの経緯等を踏まえて、新町において速やかに調整するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。ご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。

福島委員。

委員（福島泰夫君） 今の調整の方針すべて賛成でございますが、16ページの海外派遣事業につきまして、馬頭町はホースヘッズ村、小川町はカナダの国を相手として中学生を対象として派遣事業を行っていますが、予算のこともありますが、町民の意見の中にはやはり中核的人材の派遣も必要ではないか、そういう声も聞かれますので、その辺も要望としてご検討をいただきたいと思います。

以上です。

議長（川崎和郎君） では、要望として受けとめておきたいと思います。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第39号 地域間交流事業については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第39号 地域間交流事業については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続いて、協議第40号 農林水産関係事業について、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 農林水産関係事業について提案し、説明いたします。

資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

協議第40号 農林水産関係事業について（協定項目25 - 13）

農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

1、農業関係事業については、次のとおりとする。

（1）農業振興地域整備計画については、現行を基本とし、新町において速やかに計画を策定するものとする。

（2）数量調整円滑化推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（3）町単独生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものとする。

（4）土地改良事業については、馬頭町の例を基本とし、合併時に統一するものとする。

（5）中山間地域総合整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（6）災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、林業関係事業については、次のとおりとする。

（1）森林整備計画については、合併後、既存の計画を尊重し速やかに策定するものとする。

（2）県単独経営作業道整備事業については、馬頭町の例によるものとする。

（3）町単独作業道整備事業については、小川町の例によるものとする。ただし、補助限度額については20万円とするものとする。

（4）森林整備地域活動支援交付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（5）木材需要拡大事業については、馬頭町の例によるものとする。

資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

現況及び調整内容でございますが、農業振興地域整備計画につきましては、記載のとおり2町にそれぞれ計画がございます。この整備計画につきましては、現行を基本とし、新町において速やかに計画を策定するものでございます。

19ページになります。

生産調整推進事業の数量調整円滑化推進事業につきましては、2町それぞれ実施しておりますが、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、これ以降の事務事業につきましては、調整の具体的内容が2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものにつきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

生産調整推進事業の町単独生産調整推進対策事業につきましては差異がございますので、調整内容は、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

土地改良事業につきましては、記載のとおり馬頭町のみの事業となっておりますが、調整の内容は、馬頭町の例を基本とし、合併時に統一するものでございます。

次の中山間地域総合整備事業につきましては、記載のとおり馬頭町で実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

21ページに移ります。

一つ飛びまして、森林整備計画になります。この計画につきましては、記載のとおり2町にそれぞれ計画がございますが、調整内容は、この計画につきましては、合併後、既存の計画を尊重し、速やかに計画を策定するものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

林道整備事業の県単独経営作業道整備事業につきましては、現況に記載のとおり町単独上乘せ分に差異がございますので、馬頭町の例によるものとして統一するものでございます。

次の町単独作業道整備事業は、記載のとおり採択基準、限度額に差異がございます。調整内容は、小川町の例によるものとし、補助限度額については20万円とするものでございます。

23ページに移ります。

一つ飛びまして、木材需要拡大事業でございますが、この事業につきましては現況に記載のとおり馬頭町で実施しております。調整内容は、馬頭町の例によるものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。内容につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

福島委員。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。たびたびすみませんです。

この内容で、馬頭町と小川町の間には皆さんご存じのように那珂川が流れておりまして、ここでは鮎釣り、あるいは淡水魚の育成、また悩みとしましては外来魚、悪い魚といいますが、そういう駆除、こういうのも必要であろうかと思いますが、この農林水産業の項目に水産関係が何か一文字も入っていないので、それは調整する必要がないということで入れなかったのか、その辺をお伺いいたします。

議長（川崎和郎君） 事務局で答弁ができれば。

事務局長（齋藤裕一君） ただいまのご質問でございますが、大きなものにつきましては合併協議会にかけまして、協定項目の表題に上げましてそこで協議をいただき、ということで前にも説明しましたが、協議会に上がってこない約1,800ほど小さな項目というか、事務レベルで調整できるというものがございますので、そういったものにつきましてはこの合併協議会の下部組織というか、その前の段階の調整会議でもってそれらのすり合わせ、そして調整を行って確認をしていくという作業を行っておりますので、そちらに水産業関係は入っております。

以上でございます。

委員（福島泰夫君） それでは、事務レベルの協議であるという、こういう理解でよろしいですね、了解です。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、お諮りをいたします。

協議第40号 農林水産関係事業については、原案のとおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

よって、協議第40号 農林水産関係事業については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続きまして、協議第41号 商工観光関係事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 商工観光関係事業について提案し、説明を申し上げます。

資料の24ページをご覧くださいと思います。

協議第41号 商工観光関係事業について（協定項目25 - 14）

商工観光関係事業について、次のとおり提案する。

- 1、企業誘致については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2、中小企業融資制度については、現行の制度を基本とし、合併時まで調整するものとする。
- 3、生活安定資金については、合併時に廃止するものとする。
- 4、人にやさしいまちづくり支援モデル事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5、観光イベントについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において速やかに調整するものとする。
- 6、観光客誘致対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7、消費者行政については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、消費生活モニターについては、合併時に廃止するものとする。

資料の25ページをご覧くださいと思います。

現況及び調整内容でございますが、企業誘致につきましては、現況記載のとおり馬頭町には工業団地がございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、これ以降の事務事業につきましては、調整の具体的内容が現行のとおり新町に引き継ぐものにつきましては、説明を省略させていただきます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

中小企業融資制度につきましては現況に記載のとおりで、内容や利率などに差異がございますので、調整の具体的内容は、現行の制度を基本とし、合併時まで調整するものでございます。

27ページですが、生活安定資金につきましては馬頭町のみで実施しております。この事業につきましては、貸付件数も少なく、また一般貸付で十分対応できるということで、合併時に廃止するものでございます。なお、貸付返済につきましては、従前の例によるものとする調整したものでございます。

次は、28ページになります。

観光イベントにつきましては、現況記載のとおり2町でそれぞれご覧の事業を実施しておりますが、現行のとおり新町に引き継ぎまして、新町において速やかに調整するものでございます。

次に、一つ飛びまして、消費者行政でございますが、現況に記載のとおり消費者行政の事業はほぼ同様でございますが、消費生活モニターにつきましては馬頭町のみを設置されております。調整の具体的内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、消費生活モニターにつきましては、併せて活動していた県の暮らしのモニターも既に廃止となりまして、現在ではモニターとしての活動もなくなっていることなどから、合併時に廃止するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。内容についてご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

藤田委員。

委員（藤田眞一君） 馬頭町の藤田です。

観光誘致対策事業であります。両町において観光というのは大変重要な項目だと思います。新町におきましても今まで以上に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

以上、要望ですが、お願いしたいと思います。

議長（川崎和郎君） 十分にそのように申し伝えたいと思います。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようでしたら、改めてお諮りをいたします。

協議第41号 商工観光関係事業については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第41号 商工観光関係事業については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

続いて、協議第42号 建設関係事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 建設関係事業について提案し、説明を申し上げます。

資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

協議第42号 建設関係事業について（協定項目25 - 15）

建設関係事業について、次のとおり提案する。

1、建設関係事業

（1）道路整備事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は、新町において引き続き実施するものとする。

（2）町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、町道認定基準は馬頭町の例によるものとする。

（3）道路占用料については、小川町の例によるものとする。

（4）法定外公共物使用料については、栃木県の条例に準じて合併時に統一するものとする。

（5）地籍調査事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2、住宅関係事業

（1）町営住宅及び町有住宅管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（2）住宅入居者選考委員会については、合併時に廃止するものとする。

3、都市計画関係事業

（1）都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（2）都市計画マスタープランについては、新町において策定するものとする。

30ページをお開きいただきたいと思います。

現況と調整内容でございますが、道路整備事業の道路橋梁新設改築事業でございますが、現況に記載のとおりで、平成16年度末で平成17年度に継続される事業は、見込みでございますが、馬頭町が6路線、小川町が3路線となっております。

31ページをご覧いただきたいと思います。

街なみ環境整備事業でございますが、馬頭町で平成14年度に計画し、平成15年度から20年度までの継続事業として実施しているものでございます。調整の内容でございますが、これら道路整備事業につきましては、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は新町において引き続き実施するものでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

町道は平成16年4月1日現在現況に記載のとおりで、馬頭町が191路線、小川町が204路線でございます。現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、町道の認定基準は馬頭町のみでございますので、馬頭町の例によるものがございます。

次の道路占用料は小川町で徴収しているもので、占用料は39ページの別表1のようになっています。調整の内容でございますが、小川町の例によるものがございます。

33ページに移ります。

法定外公共物使用料につきましては、41ページ別表にそれぞれ記載されてございます。差異がございますので、栃木県の国土交通省所管公共用財産使用料条例を準用し、合併時に統一するものがございます。

次の地籍調査事業につきましては、現況に記載のとおりそれぞれの町で進めておりますが、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次に、34ページ、それから35ページ、これは町営住宅管理事業でございます。公営住宅法に基づいて、住宅困窮の低額所得者に対して低廉な家賃で住宅の賃貸等を行っているものでございます。馬頭町は管理戸数125戸、小川町は109戸となっております。調整内容でございますが、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次に、36ページ、それから37ページにわたっておりますが、町有住宅管理事業でございますが、住宅困窮者に対して住宅を賃貸しているもので、馬頭町にございまして管理戸数は23戸となっております。調整内容でございますが、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次に、住宅入居者選考委員会でございますが、この選考委員会につきましては2町にそれぞれございますが、法令それから条例等に照らして事務的に進めることでも公正な入居者選考が可能であると、そういうことから合併時に廃止するものがございます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

都市計画区域でございますが、ご覧のとおり馬頭町のみでございます。現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次の都市計画マスタープランでございますが、該当するのは当然馬頭町のみでございます。調整の具体的内容は、新町において策定するものがございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。内容についてご意見ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第42号 建設関係事業については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございました。

協議第42号 建設関係事業については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がなされました。

ここで、15分ほど休憩をいたします。40分に再開したいと思います。

午後 2時26分 休憩

午後 2時38分 再開

議長(川崎和郎君) それでは、再開をいたします。

協議第43号 上下水道事業について、事務局から提案及びその内容の説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 上下水道事業について提案し、説明を申し上げます。

資料の43ページをお開きいただきたいと思います。

協議第43号 上下水道事業について(協定項目25-16)

上下水道事業について、次のとおり提案する。

1、水道事業については、次のとおりとする。

(1) 水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、簡易水道事業会計については、合併時に統一するものとする。

(2) 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。

(3) 加入金及び手数料については、馬頭町の例によるものとする。

(4) 料金の算定(検針)及び徴収については、現行のとおりとするものとする。

2、下水道事業については、次のとおりとする。

(1) 下水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 下水道使用料、汚水量の認定、使用料の徴収については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。

(3) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。

(4) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。

3、農業集落排水事業については、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計については、合併時に統一するものとする。

(2) 処理施設使用料及び汚水量の認定については、合併時は現行のとおりとし、合併後、

速やかに統一するものとする。

(3) 使用料の徴収については、水道料金の徴収の例によるものとする。

(4) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。

(5) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものとする。

4、排水設備指定工事店指定手数料については、小川町の例によるものとする。

5、合併処理浄化槽設置整備事業費補助については、現行のとおりとするものとする。ただし、補助金の交付については小川町の例によるものとする。

45ページをお開きいただきたいと思います。

現況と調整内容でございますが、水道事業につきましては馬頭町が該当しておりまして、現況記載のとおり上水道及び企業会計の東部地区簡易水道がございます。調整の具体的内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次に、簡易水道事業でございますが、記載のとおり馬頭町に4地区、小川町に4地区ございます。調整の具体的内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計につきましては合併時に統一するものでございます。

46ページの水道料金でございますが、現況に記載のとおり差異がございます。調整の内容は、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものでございます。

47ページの加入金につきましては、記載のとおり差異がございます。調整の内容は、馬頭町の例によるものでございます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

手数料でございますが、現況に記載のとおり若干差異がございます。調整の内容は、馬頭町の例によるものでございます。

次の料金の算定(検針)につきましては、現況記載のとおりでございます。調整の内容は、現行のとおりとしますが、検針実施時期を偶数月に統一するものでございます。

次の料金の徴収につきましては、現況記載のとおりでございます。調整の内容は、現行のとおりとしますが、口座の振替日、納入期限を統一するものでございます。

49ページに移ります。

下水道事業でございますが、現況に記載のとおり、馬頭町は公共下水道事業を平成18年3月供用開始に向けて進めております。小川町は特定環境保全公共下水道事業で平成5年3月供用開始しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次に、下水道使用料でございますが、記載のとおり該当しているのは小川町のみでございます。調整の内容は、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものでござ

ざいます。

これ以降の50ページの汚水量の認定、それから使用料の徴収、手数料、51ページの水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給につきましては小川町のみでございまして、調整の内容は、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものでございます。

受益者分担金につきましては記載のとおりで、小川町のみでございます。調整の内容は、現行のとおりとするものでございます。なお、合併後においても従前の処理区ごとに新町に引き継ぐものでございます。

次に、51ページの農業集落排水事業でございしますが、この事業につきましては、現況に記載のとおり2町それぞれにございます。調整の具体的内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計につきましては、合併時に統一するものでございます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

処理施設使用料につきましては、現況に記載のとおり差異がございまして。調整の内容は、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものでございます。

次の汚水量の認定につきましては、ご覧のとおり小川町で行っております。調整の内容は、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものでございます。

次の使用料の徴収につきましては若干差異がございしますが、調整の内容は、水道料金の徴収の例によるものでございます。

53ページの受益者分担金につきましては、記載のとおり差異がございまして。調整の内容は、現行のとおりとするものでございます。なお、合併後においても従前の処理区ごとに新町に引き継ぐものでございます。

次の手数料でございしますが、ご覧のように小川町が徴収しております。調整の内容は、合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものでございます。

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給につきましては小川町のみでございまして、調整の内容は、合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものでございます。

54ページをお開きいただきたいと思います。

排水設備指定工事店指定手数料につきましては、現況に記載のとおり小川町のみで徴収しているものです。調整の内容は、小川町の例によるものでございます。

次の合併処理浄化槽設置整備事業費補助につきましては、記載のとおり補助金の交付の内容に差異がございまして。調整の内容は、対象区域及び補助金の額については現行のとおりとするものでございしますが、補助金の交付の内容については小川町の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。内容につきましてご意見、ご質疑ございましたらお願いします。

杉本委員。

委員（杉本益三君） 杉本でございます。

下水道事業につきましてちょっとお尋ねをしたいと思います。

馬頭町の下水道事業、公共下水道事業ということで現在南町、田町あたりで工事しているように見受けられますが、供用開始が18年3月ということになっております。この間の工事、どの辺までどの地域まで工事をするか。あるいは費用の面についてどのぐらいの工事費がかかるか、説明をお願いしたいと思います。

上下水道部会員（高野 正君） 建設部会長の馬頭町建設課長の高野でございます。

ただいまのご質問ですが、馬頭町の公共下水道につきましては平成18年3月に供用開始を見込んでございます。この部分につきましては、全体的な4期計画に分けたうちの55ヘクタール部分についての供用開始でございます。これは中心市街地、新町地域から南町地域、田町の一部までの方を供用開始の予定になっております。その後、第2期、3期、4期と工期を検討しておりまして、最終的な完成年度は平成35年度を予定しております。総体的な事業費といたしましては、約60億円程度と考えております。第1期の工事完了事業費につきましては、最終処理場の浄化センター部分の工事が完了します第1期分として約22億円程度と考えております。

以上です。

委員（杉本益三君） ありがとうございます。了解いたしました。

議長（川崎和郎君） ほかに何かございませんか。

どうぞ、大金委員。

委員（大金伊一君） 馬頭町の大金です。

この上水道について質問をしたいというふうに思います。

馬頭町では上水道、これは企業会計なんです。独立採算制でやっております。そういうことで、もちろん上水道とそれから簡易水道あります。それで、この簡易水道の方はどっちかというと条件の悪いところですから、これはいろいろ経費がかかるんです。そういうことで、何ていいますか、料金の設定については上水道を基本に簡易水道の方も設定していると、当然今申したように条件の悪いところですから簡易水道の方が経費はかかるわけです。高くなるわけです。そういうことで、ここに小川町と馬頭町の料金が出ていますけれども、簡易水道の方はこれは一般会計から繰り入れ補助できるんです。そういうことで、そういうことも勘案しないと、

どっちが高いのか安いのかということはこれは正確にはおけないわけなんですけれども、余り細かいことを水道の問題ですから言いたくございませんが、馬頭町と小川町さん、それぞれどれぐらい簡易水道に一般会計から補助されているのかお聞きをしたいというふうに思います。

議長（川崎和郎君） では、答弁は。

上下水道部会長（佐藤勇三君） 上下水道部会長の小川町建設水道課長の佐藤でございます。今のご質問でございますが、小川町の関係だけを申し上げますと、4地区簡易水道事業がございまして、交付税の算定がございまして、約2,000万円ぐらいは一般会計から簡易水道事業の方へ繰り入れているということになっております。

上下水道部会副部会長（大金佳宣君） 上下水道部会の馬頭町水道課長の大金でございます。馬頭町につきましては、簡易水道が一般会計から、これは年度によって若干違いますが、1,500万円程度、年間です。

それから、先ほど企業会計の話がありましたが、この企業会計の中に簡易水道が一部入っております。こちらにつきましても一般会計の方から、年度によって違いますが、おおむね2,000万円程度繰り入れをしております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 大金委員。

委員（大金伊一君） そうすると5,000万円ぐらいですか、両方で。そういうことだそうですね。ちょっと納得いかない点もあるんですが、そういうことで、非常に小川町さんの方が地域は狭いですから小川町さんの方が経費はかかってないというふうに思います。

しかし、そういうことで、これは要望なんですけど、恐らく実際はもっとかかっていると思います。簡易水道の方に私は繰り入れしているのではないかと思います、もっと細かく調べれば。これ本当に私の考えでは7,000万円ぐらい出ているのかなという気がするんですが、これは大変な額です。ですから、どうなんですかね、企業会計にさせていただくということ、これは実際あれですからね、補助しているわけですから実際はもっと水道料金というのは高いわけです。これは隠れているわけで、出てこないんでね。これは本当大変な補助をしているわけですから、一つの考えとしては、企業会計にして民間移管というようなこともこれは考えられるのではないかなというふうに思っております。そういう点について考えがないのかどうか、会長さんの方からお話を聞きたいというふうに思います。

議長（川崎和郎君） 私からですか、なかなか難しいですよ。

基本的には一般の上水道とそれから上の飲雑用水、それぞれ国サイドのお金が出る、補助金の出るところが違っていると思うんですよ。ですから、それを今度は町になって町の方で一本化するというのは、そういうふうにはできないというような今の国の仕組みがそういうふう

なっているのではないのかなと、こんなふうに思いますが、そうではないのかな、大筋では。例えば上の飲雑用水の場合は農水省、それから一般水道は厚生労働省と、そういうふうなくあいに事業を設置するときに厚生労働省、それから農水省、そういうふうな関係があるのではないですかね。

どうぞ。

委員（大金伊一君） 私はそういうこともあるのかなというふうには思いますけれども、やはりこれは簡易水道というのは条件が悪いのでこれは、どうなんですかね、そこらのところはちょっと分かりませんが、しかしこれは統一、上水道に統一できないということはないというふうに思うんですね。そうすると、効率のよい運営の仕方をすれば、何ていいますか、企業会計というんですか、採算性を重視したやり方に移行していくような、考えていく必要もこれから出てくるのではないかと思うんですね。5,000万円ですが恐らくもっとかかっているというふうに思うんです。ですから、ぜひとも要望ですが、そういうふうな民間移管も考えては、そのような何ていいますか、追加事業にさせていただければと要望いたします。

議長（川崎和郎君） ずっと以前に大内地区だと思いましたが、上水道と簡易水道が2つあってどっちか、うろ覚えなんです、片方で水が足りないから、同じ水道だからつないだらいいのではないかという話がずっと以前に出たことがあったんですね。ところが、そのときやはり国の方の補助基準でそれは一緒にできないとかというのが、そういう経過があったことも事実なんです。ですから、そういうふうな意味で特別会計と一般会計に分かれているのかなと、こういうふうなことですが、いずれにしても、今、大金委員言われるのは総体的なコスト削減をいかにして図るか、ということだと思いますので、これは新町において十分に検討をする必要があると、このように理解しております。

あと、事務局の方で何か補足的に説明があればどうぞしてください。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） その辺でよろしいですか。

ほかに何かございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） それでは、改めてお諮りをいたします。

協議第43号 上下水道事業については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 協議第43号 上下水道事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。

協議第44号 学校教育事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 学校教育事業について提案し、説明を申し上げます。
資料の55ページをお開きいただきたいと思います。

協議第44号 学校教育事業について（協定項目25 - 17）

学校教育事業について、次のとおり提案する。

1、幼稚園については、次のとおりとする。

（1）町立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（2）休業日及び保育時間等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、年度末及び年度始め休業日は3月25日から4月7日までとし、保育時間は午前9時から午後2時30分までとするものとする。

（3）保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額8,000円とするものとする。

（4）幼稚園就園奨励費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。

（5）幼稚園第二子等保育料減免事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。

2、学校教育等については、次のとおりとする。

（1）町立小・中学校及び通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（2）要保護及び準要保護児童生徒就学援助費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例を基本とし、調整するものとする。

（3）特殊教育就学奨励費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例によるものとする。

（4）奨学資金の貸与については、合併時まで調整し、統一するものとする。

（5）児童生徒健康診断業務については、馬頭町の例を基本とし、合併時まで調整するものとする。

（6）通学費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。

（7）外国語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

（8）学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、統合等を視野に入れ、合併後、速やかに調整するものとする。

56ページをお開きいただきたいと思います。

現況と調整内容でございますが、幼稚園につきましては、現況に記載のとおり2町にそれぞれ1園ずつございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

57ページに移ります。

休業日及び保育時間等につきましては、ご覧のように休業日と保育時間に若干差異がございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぎますが、年度末及び年度始めの休業日は3月25日から4月7日までとし、保育時間は午前9時から午後2時30分までと統一するものでございます。

次に、保育料でございますが、ご覧のとおり差異がございますが、調整の内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額8,000円とするものでございます。

幼稚園就園奨励費につきましては2町で実施しておりますが、現況に記載のとおりその内容に差異がございます。それから、次のページの幼稚園第二子等保育料減免事業につきましては、記載のとおり小川町のみ実施しております。調整の内容は、幼稚園就園奨励費、幼稚園第二子等保育料減免事業のいずれも合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものでございます。

59ページをご覧いただきたいと思います。

町立小・中学校の学級数ですが、現況に記載のとおりでございます。現行のとおり新町に引き継ぐものとする、でございます。

通学区域につきまして、これは65ページに詳細がございます。調整の内容でございますが、現行のとおりとするものでございます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費につきましては、現況に記載のとおり支給月及び支給回数に差異がございます。調整の内容は、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、支給月は翌年度から小川町の例を基本とし、調整するものでございます。

61ページの特殊教育就学奨励費につきましては、記載のとおり支給月及び支給回数に差異がございます。調整の内容は、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぐものでございますが、支給月は翌年度から小川町の例によるものとするものでございます。

62ページをお開きいただきたいと思います。

奨学資金の貸与につきましては、現況に記載のとおり差異がございますので、合併時までに調整し、統一するものでございます。なお、対象者は現行のとおり、貸与額は高校生等は1万3,000円、大学生等は3万円、返還期間等につきましては卒業後20年以内、年賦による返還と統一し、実施主体については合併時までに調整するものでございます。

次の児童生徒健康診断業務については、記載のとおり検診、検査の内容に差異がございますので、調整の内容は、馬頭町の例を基本とし、合併時までに調整するものでございます。

63ページに移りますが、通学費補助につきましては、ご覧のとおり2町で行っております

が、その内容に差異がございます。調整の内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし調整するものでございます。

次に、外国語指導助手でございますが、2町にそれぞれ1名ずつ配置されております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

64ページをお開きいただきたいと思っております。

学校給食は現況に記載のとおり2町ともセンター方式で実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、統合等を視野に入れ、合併後速やかに調整するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。内容につきましてご質疑、ご意見ございましたらお願いします。

高瀬委員。

委員（高瀬 了君） 小川町の高瀬です。

原案に賛成なんですけど、一言お聞きしておきたいのは、59ページに米印で「馬頭町立学校整備検討委員会を設置し」と、こういうふうなことがうたってあるんですけども、思うに学校の統廃合のこともあるのかなというふうな感じを持つわけなんですけど、過日の4町の、古い話で恐縮です、4町の合併の時にも烏山町さんの例がございまして、その中でちょっと話が出ましたけれども、そういった場合の経費はなどと会議の合間に出了らば、いや旧来の学校を使うのであるから別にお金はかけなくても統廃合は可能なんですよなんていう話を聞きましたですけども、もしこういう中で統廃合をこれから馬頭町さんで行うとすれば、やはり烏山町で言ったようなことでやるんだろうか、統廃合がなければそれはそれでいいんです。その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（川崎和郎君） 私の方から分かる範囲でお話ししておきますが、学校整備の検討会を設置して今検討をいただいております。それが即統合、廃止ということ、どういう答申が出されるか、答えが出てくるか分かりませんが、そういうふうな検討を今していると、こういう状況です。

委員（高瀬 了君） 今その趣旨だとすれば、また当然ながらこれから検討するということでもう立ち入ったご返答はいただけないかもしれませんが、例えばどこかの小学校を完全に廃止して新たどこかへ、いろいろあるように真ん中へつくった、新しいものをつくるか、そういうお金のかけ方でやるのかなという心配をしたものだから、烏山町の言うように、いや既存の学校を使うのであって、たとえ統廃合しても別に金銭的には、金がかからないということはないでしょうけれども、心配はないんだよというような話を聞いたものですから、

そこらまで踏み込んだ話はまだないでしょうけれども、そういうふうな形でやれば資金的にはいいのかなというふうに感じたもので質問しました。

議長（川崎和郎君） ご承知のように少子高齢化で、かなり馬頭町の小学校も1、2を除いて複式とか複々式になっています。そういう現状を踏まえての検討ですので、今、高瀬委員が言われるそれに対する場所の問題とか、廃校にするとか統合するとかというふうな、まだそういう答えは出ておりませんので、検討中というふうなことでご理解をいただきたいと思います。石田委員。

委員（石田彬良君） 馬頭町の石田です。

給食センターの件でちょっとお聞きしておきたいんですけども、64ページです。給食センターは現行のとおり引き継いで、統合等を視野に入れ、合併後速やかに調整するとありますが、もし給食センターが統合されるとなればどのぐらいの日数といたしますか、期間といたしますか、いつごろ統合できるのかお聞きしたいなと思っております。

議長（川崎和郎君） では、教育部会に答弁させます。

教育部会副会長（長山宣弘君） 教育部会の馬頭町学校教育課長の長山です。

現在、小川町さんとの方の合併関係で合併した場合に、馬頭町の給食センターを利用して小川町の方も調理した場合にはどのぐらいの費用がかかるかということで検討しておりますが、現在の馬頭町の給食センターの施設そのものは建設当初から2,500食できるという想定で設備をしておりますが、実際にやる段階になりますと、現時点では馬頭町の児童生徒数がそれほどいませんので、例えば殺菌庫とかそれからいろいろな消毒庫、それから器具等も馬頭町の現在の児童生徒数に合ったような設備をしております。その関係で改修が必要になってきます。その改修にあたりましては、当然給食実施中はできませんので夏休みを利用して改修するような形になるかと思っております。そういうことで、事務サイドとしましては、合併した後にその改修をする場合には18年の夏休みにできるのかなという感じをいたしております。

以上です。

委員（石田彬良君） 了解しました。

議長（川崎和郎君） 高瀬委員。

委員（高瀬了君） ただいまの件なんですけど、統廃合、大変結構だと思うんです。それで、我々の議会でも常に話題になっていることなんですけれども、それを機会にできればやはり民間にでも委託してやってもらったらと、このように思うわけです。ご存じのように、いろいろそれに関しましては職員の身分や何かで大変難しいと思っておりますけれども、例えば南那須町ではもう既に7、8年の計画をもって今やっておられるというようなことも聞いております。はっきり申し上げまして、経費の節減を図るのには委託するのが一番ではないかと思うの

で、もしそういうときにはぜひそういった方向で実現をしていただきたい、要望いたします。

副会長（渡辺良治君） 石田さんのご質問も含めて、高瀬委員の要望も含めてお答えをしたいと思うんですが、まず統合する場合でも、統合を視野に入れてというのは、ここにも書いてありますように米飯給食が委託炊飯なのか自校で炊飯しているのか、その考え方は新しい町になってからPTAなり父兄のご意見等々を踏まえないというところからまず決められない、一つです。

それから、高瀬委員のご質問ですけれども、確かにいろいろな施設の運営管理は民間委託の方向、その方が経費が安くできる、サービスも大きくなると、こういうことが言われております。私もその方向だろうと思いますが、一方で、この健康に関する問題については、今各地で民間委託では困ると、直営でやってほしいというあちらこちらで運動が今起きております。というのは、指の切れ端が入っていた、毛が入っていた何とかだというのはほとんど直営の給食センターでは出ていない、すべて民間委託したところから出てきているという、うちの方の教育長の報告もあります。この辺も十分新しい町で検討をして要望に応えられるかどうかと、こういうぐあいになるんだろうと私は思っております。

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） それでは、改めてお諮りをいたします。

協議第44号 学校教育事業については、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、全会一致で提案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第45号 社会教育事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 社会教育事業について提案し、説明を申し上げます。

会議資料の66ページをお開きいただきたいと思っております。

協議第45号 社会教育事業について（協定項目25 - 18）

社会教育事業について、次のとおり提案する。

1、生涯学習事業については、次のとおりとする。

（1）生涯学習推進計画については、合併後、速やかに策定するものとする。

（2）生涯学習事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

2、家庭教育学級等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。

3、男女共同参画推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

4、成人式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

5、社会体育事業については、次のとおりとする。

(1)社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時まで調整するものとする。

(2)町民体育祭等及び各種スポーツ大会等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

6、文化振興事業については、次のとおりとする。

(1)国・県及び町の指定文化財、美術館、郷土資料館等及びなす風土記の丘資料館の管理受託については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2)文化祭については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

7、公民館の設置運営及び事業については、次のとおりとする。

(1)公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時まで調整するものとする。

(2)公民館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

8、図書館等の設置運営及び事業については、次のとおりとする。

(1)図書館等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時まで調整するものとする。

(2)図書館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

9、コミュニティ施策については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から補助制度を統一するものとする。

67ページをご覧いただきたいと思います。

現況と調整内容でございますが、生涯学習推進計画につきましては、現況に記載のとおり2町にそれぞれ計画がございます。調整の内容でございますが、合併後速やかに策定するものでございます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

生涯学習事業につきましては、ここに記載のとおりそれぞれ事業を実施しておりますが、そ

の内容については相違がございます。調整の内容でございますが、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに調整するものでございます。

69ページに移ります。

家庭教育学級等につきましては、現況に記載のようにそれぞれ事業を実施しております。幼児教育学級は馬頭町のみでございます。調整の内容でございますが、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものでございます。

70ページをお開きいただきたいと思います。

男女共同参画推進事業につきましては、ご覧のように2町とも取り組んでおります。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めるものでございます。

次に、成人式でございますが、これも記載のとおりそれぞれの町で実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに調整をするものでございます。

71ページから社会体育事業でございます。71ページ、72ページは社会体育施設でございますが、体育館、運動場、夜間照明施設、プール、武道館等は現況に記載のとおりとなっております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、類似する施設の開館時間等につきましては、合併時まで調整するものでございます。

73ページをご覧いただきたいと思います。

町民体育祭等につきましては、ご覧のように2町で実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに調整するものでございます。

74ページをお開きいただきたいと思います。

各種スポーツ大会等でございますが、現況に記載のとおり2町でそれぞれさまざまな事業を実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに調整するものでございます。

75ページに移ります。

文化振興事業でございますが、指定文化財につきましては、ご覧のように2町には国指定文化財、国登録文化財、県指定文化財、76ページにいきまして町指定文化財がございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次に、76ページの美術館でございますが、記載のとおり馬頭町には平成12年11月に開館いたしました広重美術館がございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

77ページに移ります。

郷土資料館等につきましては、2町にはご覧のような施設がございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

文化祭につきましては、2町ともにご覧のような内容でそれぞれ実施しております。調整の内容ですが、現行のとおり新町に引き継ぐものとしたしまして、合併後速やかに調整するものでございます。

次のなす風土記の丘資料館の管理受託につきましては、小川町が平成16年度から受託し管理運営をしております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

78ページをお開きいただきたいと思います。

公民館の設置運営及び事業につきましては、まず公民館ですが、現況に記載のとおりでございます。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、開館時間等は合併時まで調整するものでございます。

公民館の事業等でございますが、それぞれの町でご覧のような事業を実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに調整するものでございます。

79ページをご覧いただきたいと思います。図書館等の設置運営及び事業でございます。図書館等につきましては、現況に記載のとおり馬頭町は図書館、小川町は中央公民館の図書室として設置されております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。なお、開館時間等は合併時まで調整するものでございます。

次に、図書館の事業でございますが、馬頭町ではご覧のような事業を実施しております。調整の内容は、現行のとおり新町に引き継ぐものとしたしまして、合併後速やかに調整するものでございます。

80ページをお開きいただきたいと思います。

コミュニティ施策でございますが、公民館等施設整備費補助制度につきましては、現況に記載のとおり差異がございます。調整の内容は、現行のとおりとし、翌年度から次のとおり統一するものでございます。

基準につきましては、新築、増改築等に要した経費、事業費が50万円以上、ただし修繕の場合は20万円以上。補助率につきましては、事業費の2分の1以内、ただし修繕の場合は3分の1以内、補助の限度額は500万円。

次の公民館等事業関係補助制度につきましては、記載のとおり差異がございます。調整の内容は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に調整し、統一するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。内容につきましてご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

塚原さん。

委員（塚原 博君） 小川町の塚原でございます。

私は今、区長をやっておるわけなんですけど、実は町民体育祭について一応要望をお願いしたいと思います。

馬頭町さんは1年おきに町民体育祭を開いておるということになっておるようですが、我が小川町は毎年実施しておるといふふうになっております。それで、小川町はどうも体育祭の日取りが悪くて、昨年も2日間とも順延いたしましたけど悪天候で実施できなかつたのと、また一昨年も2日間雨にたたられましてそして実施できなかつたのと、中止ということになったわけですが、そうすると延期といいましても今度は延期になると次の日、企業はほとんどが出勤ということで、選手が3分の1ぐらいになっちゃいます。ほとんど出勤されちゃって。そこで区長さんが大慌てして駆けて歩いて何とか見つけるんですけど、せっかく選手選考何とか追いついたかなと思うとまた順延になった日も雨ということになるといって、これもし、例年やっているように延期ということはまずなくすることですね、なくすること。そして、私が考えるのに、毎年やっているということは、選手の皆さんを、いやどうぞお願いします、お願いしますということで、班長さんをお願いしてもあがってこないところは区長自ら駆けて歩いて、頭下げ下げやっとなんか選手を見つけるわけですし、ですから馬頭町さんに倣って合併後はぜひとも小川町も1年おきぐらいに開催していただければ経費の面でも、そうした区の役員さんのあれも大変ではないかと、このように考えております。ぜひ馬頭町に倣ってということに、備考のとおり合併後は調整するということになっておりますので、馬頭町に倣って調整するということにしていただければありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議長（川崎和郎君） だれか担当の方で意見があれば。

教育部会長（星 和好君） 教育部会長の小川町教育委員会事務局長の星でございます。

ここにありますように合併後の調整になるかとは思いますが、今の貴重なご意見を踏まえまして、まず延期はなくすと、それから毎年ではなく2年に1回にしたらどうかというご意見を承っておきまして、引き継ぎをしたいというふうを考えております。

委員（塚原 博君） どうぞよろしくお願ひします。

議長（川崎和郎君） ほかにございせんか。

福島委員。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。

生涯学習の件なんですけれども、68ページの出前講座、これも調整の内容といたしまして現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整するという内容でございますが、両町の内容、かなり差があります。そして、これ両方とったところで大したことないような感じがするわけなんですけれども、これをもうちょっと一歩踏み込んで出前講座、例えば馬頭町には広重美術館があります。また小川町には風土記の丘資料館があります。そういうところには学芸員さんがいらっしゃいます。そういう人にご苦勞をお願いして、できれば町外にまでこの出前講座、進出していただいて、それで行く行くは町外のお客さんをこちらに呼んでくる、一つの課だけでやるのではなく、各課連携をして町のPR等にもこの出前講座、使っていただければと思うので、よろしくご検討お願いしたいと思います。

以上です。

議長（川崎和郎君） 要望でよろしいですね。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） それでは、ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第45号 社会教育事業については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第45号 社会教育事業については異議なしと認め、全会一致で提案のとおり確認がなされました。ありがとうございます。

委員各位のご協力によりまして、事務局が用意いたしました協議事項につきましてはすべて終了いたしました。

その他に入らせていただきます。事務局から内容の説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） その他でございますが、事務局の方からは、新町の名称候補の応募状況についてを報告させていただきたいと思います。

この応募につきましては昨年の12月28日で締め切ったところでございます。なお、郵便の場合は当日消印有効ということで、年が明けてからも整理をしております。現在、一応締め切ったところございまして、これは応募総数が1,573件でございます。現在、事務局で一覧表を作成いたしまして、第一次選定に向けた事前審査を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 委員の皆さんから何かございませんか。

高瀬委員。

委員（高瀬 了君） 小川町の高瀬です。

ひとつ要望しておきます。それというのは、前に資料をいただきましたものの中で、いわゆる財産及び債務の取扱いという中で基金の残高あるいは債務の状況というのが知らされておりますけれども、平成15年の末ということなので、我々議員の要望の中でも、小川町自体にしても動いている金が、金高にもよりますけれども、あるのもう少し新しいものの数字を示してもらえればありがたいと、このような要望をなされたものですから、もしでき得るならば次回にでも示してもらえればありがたいと、このように要望したいんですが。

議長（川崎和郎君） 事務局で検討させます。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） 大変慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。本日の協議会をこれで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございました。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。ご苦労さまでした。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

4 その他

事務局次長（藤田悦男君） それでは、大きな4番のその他に入らせていただきます。

事務局の方から、まず1つ目、住民説明会についてご説明を申し上げます。

事務局長（齋藤裕一君） 住民説明会につきましてご説明申し上げたいと思いますが、お手元の資料、第4回協議会別途資料ということで薄い冊子がいつているかと思えます。その表紙を開けたところ、別途資料1というものがございまして、馬頭町・小川町合併に係る住民説明会開催要領と表題がなっているものでございまして、この開催要領に基づきまして説明いたしますが、説明は要点のみとさせていただきます、後で読んでいただければと思えます。

まず、目的でございますが、住民の皆様に対しまして新町建設計画素案、それから合併協定項目の協議の内容等を説明して、合併に対するご理解と合併機運の醸成、これらを併せながら住民の皆様のご意見、ご意向等を集約し、新町の建設計画に反映させることが目的でございます。

実施主体は、2町と合併協議会でございます。

開催期間は、1月24日から2月5日までの期間でございます。

開催場所は、2町の実情ということで対応いたします。

出席者につきましては、ご覧のとおりでございます。

実施内容でございますが、所要時間は1会場2時間程度というふうに考えてございます。そ

の説明事項等につきましては記載のとおりでございます。

配付資料でございますが、住民説明会資料を現在準備中でございます。

次のページになりますが、説明会の周知方法、意見の集約、その他となっておりますので、後でご覧をいただければと思います。

もう一点、協議会開催予定の変更でございます。別途資料の2となっております。今の綴りの一番最後になりますが、協議会の開催予定につきましては、第1回の協議会におきまして開催予定資料として配付いたしましたけれども、その後、2町合併担当課及び事務局内で検討の結果、別途資料の2のとおり会場を変更させていただきたいと思っております。2月17日、それから3月3日、もともとは会場が農協会館グリーンパルとなっていたところでございますが、小川町総合福祉センターに変更をさせていただきたいと思っております。開催日時等の変更はございません。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局次長（藤田悦男君） それともう一つでございますが、第5回の合併協議会、1月19日水曜日、午後1時30分から当会場ということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

5 閉 会

事務局次長（藤田悦男君） 以上をもちまして、第4回馬頭町・小川町合併協議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたりまして慎重審議大変ありがとうございました。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定により署名する。

平成17年1月6日

馬頭町・小川町合併協議会 議 長 川 崎 和 郎

委 員 大 金 進

委 員 塚 原 博